

法務省刑総第 252 号

令和 8 年 3 月 27 日

法務総合研究所長 森 本 加 奈 殿

法務省刑事局長 佐 藤 淳

(公印省略)

新任検事の TOEFL 受験について (通知)

人事院行政官長期在外研究を始めとする検事の各種在外研究及び国際機関等への派遣候補者を選定するに当たっての参考とするため、標記試験を下記のとおり実施しますので、新任検事の受験につき、よろしくお取り計らい願います。

なお、本件は、平成 3 年から実施しているものであり、その趣旨等については、別紙のとおりです。

記

1 試験日時

令和 8 年 4 月 30 日 (木) 午後 1 時 30 分から (約 2 時間)

2 試験場所

法務省浦安総合センター A1 教室

3 試験の種類

TOEFL-ITP

4 その他

試験の申込み、実施及び料金支払等手続は、法務省において行う。

別紙

新任検事に TOEFL 試験を受験させる趣旨等について

- 1 人事院行政官長期在外研究については、新任検事の中から語学能力等を勘案して候補者を選定し、人事院に推薦しているが、新任検事の語学能力が任官時の自己申告のみによっては必ずしも的確に把握できないため、これをより客観的かつ広範に把握する必要がある。
- 2 その他の在外研究制度等の対象となる者についても、高い水準の語学能力が求められているため、語学能力の高い者を漏れなく把握する必要がある。
- 3 多くの新任検事に TOEFL を受験させることは、在外研究等の機会をより公平かつ広範囲に与えることに資する。
- 4 新任検事の時点において受験する TOEFL の成績は、在外研究等の候補者選定のための参考資料の一つとして用いることとなるが、その成績が優秀であることが「将来の留学等の機会を得るための必須の条件」となるものではなく、新任検事の時点で受験した成績が低かった者についても、その後に受験した成績の申告があれば、それらの新しいデータを在外研究等の候補者選定の参考とすることとなる。